

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
 に基づく所有者等の探索の対象となる地域について
 (令和5年度)

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
高知地方法務局 香美支局	高知県南国市亀岩、土佐郡大川村大藪の各全部
高知地方法務局 須崎支局	高知県須崎市西町一丁目、須崎市下分、須崎市安和、須崎市神田、須崎市多ノ郷、須崎市吾井郷、須崎市桑田山の各全部
高知地方法務局 安芸支局	高知県安芸市栃ノ木の全部
高知地方法務局 四万十支局	高知県宿毛市萩原、宿毛市坂ノ下、宿毛市小筑紫町伊与野、宿毛市小筑紫町呼崎、宿毛市小筑紫町小浦、宿毛市小筑紫町石原、宿毛市小筑紫町田ノ浦、土佐清水市下ノ加江、幡多郡大月町橘浦の各全部 幡多郡黒潮町下田の口、幡多郡黒潮町入野の各一部